

# Tax Alert - Canada

2015 年 9 月

EY カナダ

日本企業サービス (JBS)

EY カナダでは、重要な税務ニュースやカナダ企業に影響を与える制度の新設および変更に関するニュースレター(タックス・アラート)を発行しています。

日本企業サービス(JBS)では、EY カナダが発行したタックス・アラートの中から、カナダに進出する日本企業に関連性が高いと思われるものを日本語に翻訳し、「カナダ税務」の日本語版として日本企業の皆様にお届けいたします。

## カナダ移転価格最新動向

(このカナダタックス・アラートは 2015 年 8 月 24 日に発行された Tax Alert Issue 47 - Highlights from the CRA's 2014-2015 APA Program Report の日本語訳となります。)

### 2014-15 年 事前確認(APA)プログラムに関するカナダ歳入庁の年次報告書からのハイライト

カナダ歳入庁(CRA)は 2015 年 8 月 17 日付けで、2015 年 3 月 31 日終了会計年度(2014 年 4 月 1 日~2015 年 3 月 31 日)における事前確認(APA)プログラムの年次報告書を公表しました。

本報告書では、完了及び進行中の事前確認プログラムの統計分析を含む運用概要が記載されています。今年度に完了した事前確認プログラムの件数は、過去最高を更新しました。同プログラムに対する関心は依然として高く、今年度に提出された同プログラムの申請数は 2013-14 年度の一時的減少から転じ、過去平均の水準に戻っています。

#### 史上最多となる事前確認プログラムの完了件数・未処理件数の減少

本報告書によると、2014-15 年度においては 31 件の事前確認プログラムが完了しました。これは、記録を更新した昨年度の 25 件と比較しても大幅な増加となっています。完了した 31 件のうち、2 件はカナダ国内向け事前確認(CRA のみに対し事前確認を行い、相手国税務当局から確認を受ける必要のない事前確認)の案件であり、残りの 29 件は二国間における案件となっています。

公表された事前確認プログラムの処理件数 38 件の内訳は、完了 31 件、取り下げ 6 件、未解決 1 件となっています。

また、今年度は 22 件の新規案件が受理されました。納税者はプログラムを進めるために、Information Circular 94-4R 又は申請受理前に CRA との打ち合わせで特定された情報を CRA に提出する必要があり、必要な情報を提出および申請してはじめて受理案件としてカウントされます。昨年度記録した受理数の最高件数 39 件は、2011-12 年度および 2012-13 年度末に申請中であった多くの案件が昨年度に CRA で受理されたことによるものと考えられます。

2015年3月31日におけるプログラムの未処理案件は94件となっています。これは、過去5年における最低水準となっています。昨年度末の未処理件数は110件で過去最高を記録しましたが、これは昨年度中に受理された件数の増加によるものです。

### 完了期間がわずかに増加

今年度に完了した二国間事前確認の案件は48.4ヶ月と公表されており、昨年度の47.8ヶ月からわずかに増加しています。完了案件には非常に長期間または短期間で完了しているものが含まれるため、各年度の完了期間の長さを単純に比較することはできませんが、今年度の48.4ヶ月は昨年度を含む過去5年間の平均を下回っています。

また、二国間事前確認の案件が受理されてからの3段階の各平均期間の内訳も公表されています。第1段階の審査は、受理日に始まり、対象取引と納税者により提出された移転価格算定方法に関するCRAの方針ペーパーをCRAが作成・完了する日までを指します。第2段階として、外国税務当局との交渉が行われ、最終段階では、CRAと外国税務当局間及びCRAとカナダ納税者間の合意文書の作成・締結が行われます。

受理から審査終了までに要する期間は、今年度は平均で31.5ヶ月と公表されました。これは、昨年度の30ヶ月、2012-13年度の27.9ヶ月、2011-12年度の22.1ヶ月と比較すると非常に長く感じられますが、この段階でこれほどの期間を要したのは、納税者とCRAスタッフの施設見学や協議の日程調整、CRAの質問に対する納税者の対応の遅れ、過去情報が入手困難な状況、移転価格の課題や対象取引の複雑性といった種々の要因があったためと説明されています。しかしながら、2010-11年度に導入された受理前手続及び事前の情報請求がより重視されていることを考えると、第1段階の長期化はやや意外な結果です。

今年度の完了案件に関して、事前確認で外国税務当局と協議する第2段階で要した期間は平均で5.8ヶ月となっています。昨年度の4.9ヶ月からは増加となっていますが、2012-13年度の11.6ヶ月、2011-12年度の5.7ヶ月と比較すると、依然、短縮の傾向にあります。

協議終了後の事前確認のドラフトの作成、外国税務当局及び納税者による文言への合意、CRA相互協議部局及び納税者による署名という最終段階においては、平均で11.1ヶ月を要したと公表されています。この段階における期間は、過去5年間の傾向と特に違いはありません。

公表された二国間事前確認案件の平均完了期間は、70.8ヶ月となっています。

### 申請受理前の打ち合わせ件数は平均並みに

更新及び新規の申請受理前の打ち合わせ件数は28件と、昨年度の21件から増加しました。しかしながら、本報告書では、過去10年間の平均は28件となっており、過去最高は2007-08年の38件と報告されています。

一方で、2014-15年度末において受理が検討されている案件数は14件となっています。この件数は、申請受理前の打ち合わせ後、プログラムに進めるかどうかの決定をCRAが示していない案件を指しています。

### 受理後の取り下げ件数の増加

本報告書では、納税者が事前確認の申請を自主的に取り止める選択をした案件、または、対象取引が事前確認のプログラムに適していないとCRAが納税者に通知した案件を取り下げ案件として扱っています。

受理前の打ち合わせを実施した28件のうち1件のみ、後日納税者が事前確認の申請を取り下げています。これは、昨年度の8件と比較すると減少しています。しかしながら、プログラムに進んだ後で取り下げられた案件は6件に上り、昨年度の3件から増加しています。これらの取り下げ案件に関しての理由は公表されていません。

### 取引単位営業利益法 (TNMM)

期末時点で進行中の事前確認案件のうち、62%の案件でTNMMが使用されています。このうちTNMMの利益水準指標の選定として最も多く使われているのが売上高営業利益率(全体の46%)であり、トータルコストプラス(11%)、総資産利益率(3%)、ペリー比率(2%)の順で用いられています。

他の手法として、利益分割法(13%)、独立価格比準法(12%)、原価基準法(11%)、再販売価格基準法(3%)なども使用されています。

国別で見ると、米国との事前確認案件が進行中案件の61%を占めています。カナダ当局とイギリス、スイス、日本、ドイツ、スウェーデン、韓国、オランダ、フランス、オーストリア、アイルランド、中国、デンマーク、ポルトガル、インドの各当局との間で二国間または多国間事前確認の協議が行われています。

### 今後の動向

本報告書では、来年度も過去2年同様、完了件数の増加と完了期間の短縮が見込まれると締めくくられています。これは、移転価格取引の確実性を求めるカナダ納税者の事前確認制度選択に対する楽観的な態度の理由となっています。

本報告の全文(英文のみ)は、下記CRAのウェブサイトより入手可能です。

[http://www.cra-arc.gc.ca/tx/nrrsdnts/cmp/p\\_rprt15-eng.html](http://www.cra-arc.gc.ca/tx/nrrsdnts/cmp/p_rprt15-eng.html)

### ご質問・ご相談

本タックス・アラートおよびEYカナダが提供する税務サービスの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

## お問い合わせ先

### トロント

牧野 卓司 JBS パートナー

+1 416 941 1765 | [takuji.makino@ca.ey.com](mailto:takuji.makino@ca.ey.com)

堀田 みどり マネージャー

+1 416 943-5380 | [midori.hotta@ca.ey.com](mailto:midori.hotta@ca.ey.com)

### バンクーバー

角田 大輔 シニアマネージャー

+1 604 891 8388 | [daisuke.sumita@ca.ey.com](mailto:daisuke.sumita@ca.ey.com)

### カルガリー

池内 正文 マネージャー

+1 403 206 5441 | [masafumi.ikeuchi@ca.ey.com](mailto:masafumi.ikeuchi@ca.ey.com)

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services.

The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization and may refer to one or more of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

### About EY's Tax Services

EY's tax professionals across Canada provide you with deep technical knowledge, both global and local, combined with practical, commercial and industry experience. We offer a range of tax-saving services backed by in-depth industry knowledge. Our talented people, consistent methodologies and unwavering commitment to quality service help you build the strong compliance and reporting foundations and sustainable tax strategies that help your business achieve its potential. It's how we make a difference. For more information, visit [ey.com/ca/tax](http://ey.com/ca/tax).

1635445

© 2015 Ernst & Young LLP. All Rights Reserved.  
A member firm of Ernst & Young Global Limited.

*This publication contains information in summary form, current as of the date of publication, and is intended for general guidance only. It should not be regarded as comprehensive or a substitute for professional advice. Before taking any particular course of action, contact Ernst & Young or another professional advisor to discuss these matters in the context of your particular circumstances. We accept no responsibility for any loss or damage occasioned by your reliance on information contained in this publication.*

[ey.com](http://ey.com)